

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和8 年 6 月 29 日	
都道府県知事	
(市長) 殿	
	
提出者	
住 所 福島県相馬市蒲庭字孫目280番地	
氏 名 三星化学工業株式会社 相馬工場	
工場長： 末永 伸行	
電話番号 0244-33-5131	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	三星化学工業株式会社 相馬工場
事業場の所在地	福島県相馬市蒲庭字孫目280番地
計画期間	令和 8 年度
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	化学工業（その他の有機化学工業製品製造）
② 事業の規模	4,749,90万円
③ 従業員数	62人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

■統括管理者(工場長)

■産廃処理責任者

■業務部門長

■品管部門長

■設備部門長

- ・廃棄物処理方針の策定
- ・産廃処理に関する各種事項の決定、承認
- ・廃棄物の発生抑制～適正処理の推進、計画
- ・従業員への教育
- ・管理票の交付管理
- ・委託業者搬出車両の工場出入り管理
- ・廃棄物処理計画の作成
- ・廃棄物管理状況の把握と改善策の検討
- ・処理業者、再生利用業者の調査、選定及び委託契約の締結
- ・管理票の交付管理の状況把握
- ・監督官庁への各種報告
- ・施設管理(メンテナンス)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和7年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり
	排出量	
	（これまでに実施した取組）	
		別紙2のとおり
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり
	排出量	
	（今後実施する予定の取組）	
		別紙2のとおり

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	別紙2のとおり
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	別紙2のとおり

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和7年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	
	(これまでに実施した取組)	
		別紙2のとおり
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	
	(今後実施する予定の取組)	
		別紙2のとおり

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和7年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	
(これまでに実施した取組)		
		別紙2のとおり
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	
(今後実施する予定の取組)		
		別紙2のとおり

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和7年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	
	(これまでに実施した取組)	
		別紙2のとおり
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	
	(今後実施する予定の取組)	
		別紙2のとおり

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和7年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり
	全処理委託量	
	優良認定処理業者への処理委託量	
	再生利用業者への処理委託量	
	認定熱回収業者への処理委託量	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	(これまでに実施した取組)	
		別紙2のとおり

(第5面)

②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり
	全処理委託量	
	優良認定処理業者への 処理委託量	
	再生利用業者への 処理委託量	
	認定熱回収業者への 処理委託量	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	
(今後実施する予定の取組)		
別紙2のとおり		
※事務処理欄		

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙 1 <当該事業場に於いて、現に行っている事業に関する事項>

④ 産業廃棄物の一連の処理工程

○汚泥(脱水汚泥)

・廃水処理施設の余剰汚泥→脱水機→脱水汚泥→委託処理(管理型埋立処分)
・廃水処理施設の余剰汚泥→脱水機→脱水汚泥→中間処理委託(焼却)→ 焼却灰(管理型埋立処分)
・廃水処理施設の余剰汚泥→脱水機→脱水汚泥→中間処理委託(堆肥化)→ 中間処理業者が肥料として売却

○汚泥(未脱水汚泥)

・廃水処理施設各槽の堆積汚泥及び再生不可活性炭等→委託処理(固化・乾燥・脱水)→セメント工場に於いて再生盛土材として再利用(造粒固化)

○汚泥(廃鉄粉)

・反応工程で還元剤として使用→中間処理委託(還元ばい焼)→中間処理業者が 鉄材として売却

○汚泥(廃カーボン)

・製造工程で脱色に使用→中間処理委託(還元ばい焼の助燃剤として再利用)
・製造工程で脱色に使用→委託処理(管理型埋立処分)

○廃油

・反応溶媒として使用→中間処理委託(焼却)→焼却灰(管理型埋立処分)

○廃油(廃溶剤)

・反応溶媒として使用→中間処理委託(焼却)→焼却灰(管理型埋立処分)
・反応溶媒として使用→中間処理委託(混合)→セメント工場に於いて資源として再利用

○廃アルカリ

・排ガス処理として使用→中間処理委託(焼却)→焼却灰(管理型埋立処分)

○廃プラスチック

・工場内設備の修理又は交換→中間処理委託(焼却)→焼却灰(管理型埋立処分)
・工場内設備の修理又は交換→中間処理委託(RPF)→ 中間処理業者が固形燃料として売却

産業廃棄物の分別に関する事項

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度(令和7年度)実績】								
	産業廃棄物の種類	汚泥(脱水汚泥)	汚泥(廃鉄粉)	汚泥(廃カーボン)	汚泥(未脱水汚泥)	廃アルカリ	廃油(廃溶剤)	廃油	廃プラスチック
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	-	-	-	-	-	-	-	-
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	4,076	-	-	-	-	-	-	-
	(これまでに実施した取り組み) ・汚泥含水率の低減								
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	汚泥(脱水汚泥)	汚泥(廃鉄粉)	汚泥(廃カーボン)	汚泥(未脱水汚泥)	廃アルカリ	廃油(廃溶剤)	廃油	廃プラスチック
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	-	-	-	-	-	-	-	-
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	4,000	-	-	-	-	-	-	-
	(今後実施する予定の取り組み) ・脱水汚泥使用凝集剤の見直しによる含水率低減 ・バイオ製剤使用による余剰汚泥の減量化								

①現状	【前年度(令和7年度)実績】								
	産業廃棄物の種類	汚泥(脱水汚泥)	汚泥(廃鉄粉)	汚泥(廃カーボン)	汚泥(未脱水汚泥)	廃アルカリ	廃油(廃溶剤)	廃油	廃プラスチック
	自ら埋立処分又は海洋投入した産業廃棄物の量	-	-	-	-	-	-	-	-
	(これまでに実施した取り組み)								
-									
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	汚泥(脱水汚泥)	汚泥(廃鉄粉)	汚泥(廃カーボン)	汚泥(未脱水汚泥)	廃アルカリ	廃油(廃溶剤)	廃油	廃プラスチック
	自ら埋立処分又は海洋投入した産業廃棄物の量	-	-	-	-	-	-	-	-
	(今後実施する予定の取り組み)								
-									

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度(令和7年度)実績】								
	産業廃棄物の種類	汚泥(脱水汚泥)	汚泥(炭鉄粉)	汚泥(炭カーボン)	汚泥(未脱水汚泥)	炭アルカリ	炭油(炭溶剤)	炭油	炭プラスチック
	全処理委託量	593	1186	198	250	472	0	11	29
	優良認定処理業者への処理委託量	256	920	145	-	-	-	-	-
	再生利用業者への処理委託量	136	1077	166	250	-	-	-	0.4
	認定熱回収業者への処理委託量	-	-	-	-	-	-	-	-
	認定熱回収業者以外の熱回収業者への処理委託量	-	-	-	-	-	-	-	-
	(これまでに実施した取り組み) ・汚泥は埋め立て処分を減らす為、分別しそれぞれ肥料化、再利用業者(優良認定処理業者)へ搬出している。								
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	汚泥(脱水汚泥)	汚泥(炭鉄粉)	汚泥(炭カーボン)	汚泥(未脱水汚泥)	炭アルカリ	炭油(炭溶剤)	炭油	炭プラスチック
	全処理委託量	600	1,500	200	250	550	0	20	30
	優良認定処理業者への処理委託量	300	1,300	180	-	-	-	-	-
	再生利用業者への処理委託量	250	1,300	180	250	-	-	-	20
	認定熱回収業者への処理委託量	-	-	-	-	-	-	-	-
	認定熱回収業者以外の熱回収業者への処理委託量	-	-	-	-	-	-	-	-
	(今後実施する予定の取り組み) ・脱水汚泥使用凝集剤の見直しによる含水率低減 ・バイオ製剤使用による余剰汚泥の減量化 ・優良認定処理業者及び再生利用業者への処理委託割合の増								